

韮崎市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

（令和7年度～令和11年度）

計画の趣旨

わが国では、少子高齢化や人口減少が進行している中、ライフスタイルの多様化等により地域を取り巻く課題は大きく変化しています。地域からの孤立、子どもや高齢者に対する虐待、8050問題、子育てと介護が同時期に発生する状態を指すダブルケア、本来は大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもを指すヤングケアラー、さらに制度の狭間の課題の顕在化など、新たな社会的な課題も生じており、福祉へのニーズは複雑化・複合化しています。

本計画は、本市の行政計画である「韮崎市地域福祉計画」と、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした組織である韮崎市社会福祉協議会の「韮崎市地域福祉活動計画」の計画期間がともに最終年度を迎えることから、国の動向やこれまでの本市における地域福祉に関わる取組の実施状況、社会環境・生活課題の変化等を踏まえつつ、新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、本市と韮崎市社会福祉協議会が連携・協働し、「韮崎市地域福祉計画」と「韮崎市地域福祉活動計画」を「韮崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的に策定するものです。

計画の目的

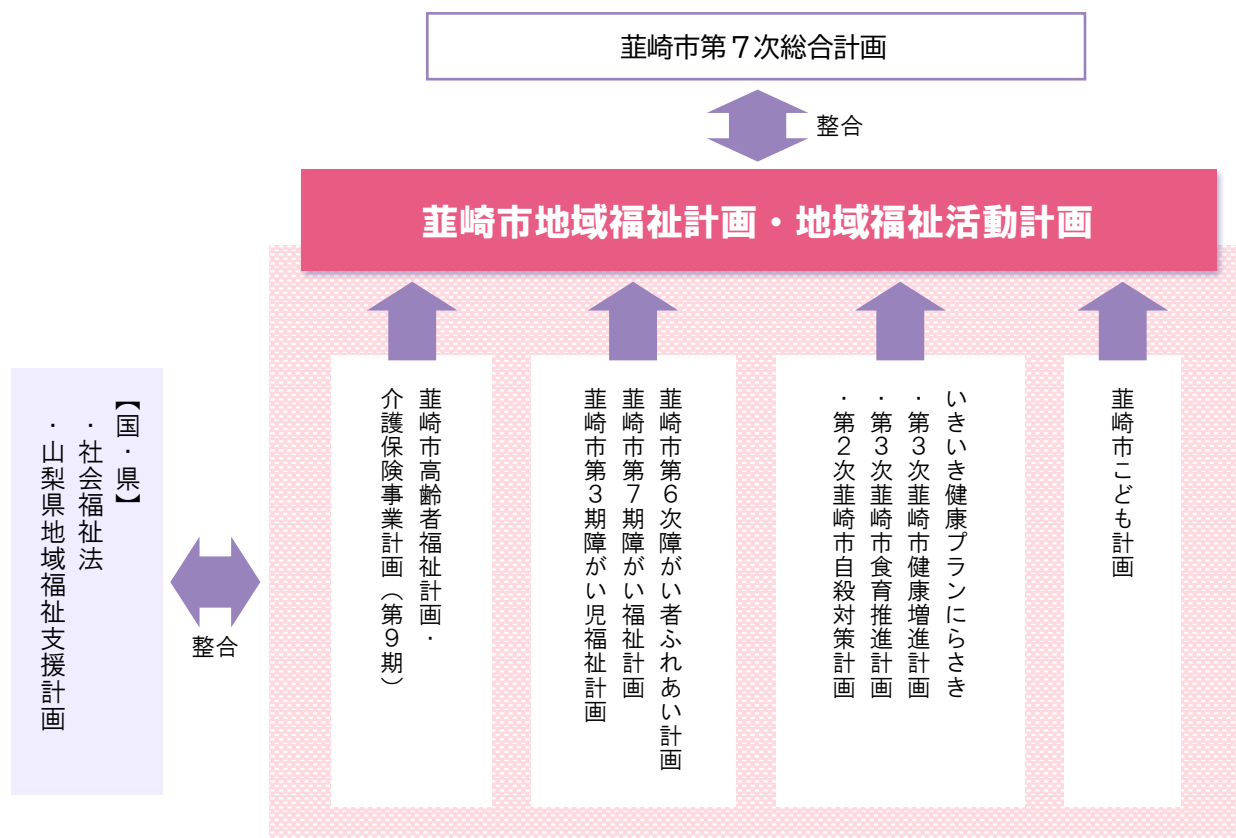
「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に規定されている市町村地域福祉計画であり、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」としての性格を持つものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、法律上の規定はなく、「社会福祉法」第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会を中心に、さまざまな主体が相互に協力して地域福祉を実践するため、社会福祉協議会が策定する住民の行動計画です。「地域福祉計画」の理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画となります。

「韮崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、本市において、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送るために、地域の現状と課題を取り込み、地域住民・社会福祉の事業者・福祉関係団体・社会福祉協議会等と本市の協働による地域福祉活動を推進することを目的としています。

計画の位置づけ

本計画は「韮崎市第7次総合計画後期基本計画」を上位計画とし、整合を図っています。また、地域福祉の推進にあたっての理念や、地域福祉を推進するための施策を定め、これを福祉分野における個別・分野別計画の上位計画として、地域福祉を総合的に推進するための計画です。



計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
総合計画	第 7 次					第 8 次		
地域福祉計画	前期計画			本計画 (一体的に策定)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	前期計画							

基本理念

本市における最上位計画である「荏崎市第7次総合計画」では、「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと になさき ～ チーム荏崎で 活力ある まちづくり ～」の実現に向けた基本方向の1つを、「思いやりあふれる福祉のまちづくり」とし、市民が主体となって支え合い、助け合う福祉社会の実現を目指しています。

本計画も、この将来像及び基本方向に沿って、地域でまるごと支えあう福祉のまちづくりを図っていきます。これらを踏まえて、本計画においては基本理念を以下のように定めます。

**地域の絆で支え合う
思いやりあふれるまち になさき**

基本目標

基本目標

1 地域福祉の心を持った人づくり

学校教育等を通じて思いやりと支え合いの福祉の心を養成していくとともに、青少年が福祉活動等に参加する機会を充実させていきます。加えて、地域の未来を担う子どもたちの、心身の健やかな成長を支える環境づくりを推進していきます。

基本目標

2 市民みんなで支え合うネットワークづくり

地域福祉活動を行うボランティアや民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、NPO法人、その他の関係団体の連携を強化することで、身近で相談することのできる体制の充実を図るとともに、地域福祉のネットワーク化を推進します。また、地域における日常的な声かけ活動や、住民同士の相互交流等を推進していきます。

基本目標

3 すべての市民が安心な生活を送れる仕組みづくり

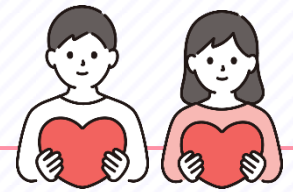
市民の健康づくり・介護予防を推進していくとともに、医療・福祉・介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で生活することのできる体制づくりを推進します。また、虐待防止や権利擁護、再犯防止に関する取組や、ひきこもりやサービス利用拒否等の従来の相談窓口での対応が難しい課題への支援策の推進を図ります。

基本目標

4 誰もが快適に暮らせる環境づくり

公共交通の充実等も含めた、気軽に移動できる環境づくりや、必要な情報を手に入れやすい仕組みづくりを推進します。また、日常的な防災・防犯活動、交通安全に向けた啓発等を推進していきます。

地域福祉の心を持った人づくり



基本施策1 次代を担う青少年の福祉教育の推進

市民の
取組

- 一人ひとりが、福祉の問題を自分事として捉え、福祉の知識を身につけましょう。
- 自分の子どもや地域の子どもが、ボランティア活動や地域活動に参加することを応援しましょう。

市の
取組

思いやりと支え合いの意識の啓発／青少年向け体験学習事業等の推進／人権教育の推進

社協の
取組

福祉のこころ醸成事業／福祉用具等の貸し出し／ボランティア体験の場の提供／福祉教育におけるボランティア団体との連携／高齢者・障がいのある人への理解促進

基本施策2 子どもが健やかに育つ環境の構築

市民の
取組

- 自分の子どもと一緒に、さまざまな交流の場へ積極的に参加しましょう。
- 子育てに関する悩みや不安をひとりで抱え込まず、周りの人や相談窓口に相談しましょう。
- スマートフォンやタブレットなどに頼りすぎない子育てを心がけましょう。

市の
取組

母子保健医療体制の充実／子育てネットワークの構築支援／次世代の親の育成／要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進／子どもの安全の確保／子どもの居場所づくりの推進／子どもの貧困対策の推進

社協の
取組

出産祝い品贈呈事業／登下校時における見守り活動の推進／防犯ブザーの配布／こども食堂への支援／子どもの居場所づくり

基本施策3 福祉の担い手の発掘・育成

市民の
取組

- 地域で行われている福祉活動に興味を持ち、積極的に参加しましょう。
- 一人ひとりが、福祉サービスの受け手であるとともに、担い手であることを意識しましょう。
- 福祉等に関する講座や研修に積極的に参加し、理解を深めましょう。

市の
取組

住民向け研修（出前講座等）の実施／認知症サポーターの養成／高齢者・障がい者雇用の促進・拡大

社協の
取組

実習生等の受け入れ／各種ボランティア養成講座の実施／認知症サポーター養成講座受講の促進／障がいのある人の就労への支援



基本施策1 ボランティア団体とNPO法人の育成

市民の 取組

- 周りの人を誘って、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 地域を担当している民生委員・児童委員とその活動を知り、必要に応じ、まず相談しましょう。

市の 取組

地域に密着したボランティアネットワークの構築／NPO活動等との連携／民生委員・児童委員の活動への支援

社協の 取組

ボランティアコーディネーターの設置／「葦崎市ボランティアの会」への支援／ボランティア団体への支援／「ふれあいボランティアの会」への支援／ボランティアに関する情報発信／ボランティアに必要な資機材の整備／助成金等の案内・紹介／NPOによる活動への理解推進 等

基本施策2 地域福祉ネットワークの構築

市民の 取組

- 地域支えあい勉強会等に積極的に参加しましょう。
- 日頃から、市広報誌やホームページ、SNSで情報収集に努めましょう。

市の 取組

地域福祉ネットワークの推進／社会福祉協議会活動への支援／隣近所への声かけや支え合いの推進／多機関の連携による支援体制の構築

社協の 取組

市社会福祉協議会会員の確保／葦崎市社会福祉大会／社会福祉団体の活動への支援／地域支えあい勉強会／地区社会福祉協議会の活動への支援／地域福祉活動への助成／各種団体による声かけ（あいさつ、虐待防止、防犯等）運動の実施

基本施策3 相談支援・情報提供体制の整備

市民の 取組

- 相談窓口を把握し、積極的に活用しましょう。
- 日頃から、地域であいさつや声かけを心がけ、悩みや困りごとを気軽に相談できる関係づくりをしましょう。

市の 取組

相談支援体制の充実／多様な手段による福祉情報の提供／福祉サービスに係る情報公開の促進

社協の 取組

横断的な相談支援・連携体制の整備／地域福祉に関する情報発信／各種行事・イベントの場での情報発信 等

基本施策4 住民による地域活動への支援

市民の 取組	●自治会に積極的に加入しましょう。 ●隣近所や地域で、あいさつや声かけを心がけましょう。 ●地域における交流の場や活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。 ●市民同士が交流する拠点となる各公民館や市民交流センターニコリを積極的に利用しましょう。
市の 取組	自治会活動への支援・地域における見守り活動の促進／住民主体のグループによる活動への支援／活動の拠点、交流の場づくりの推進／世代や障がいの有無を超えた交流の場への支援
社協の 取組	韮崎市シニアクラブ連合会及び韮崎市シニアカレッジの運営支援／市老人福祉センターの利用促進／自治会所有の施設（老人憩いの家・ちびっこ広場等）の整備／わくわくクッキング（障がい者）料理教室／在宅障がい児者（おひさまの会）療育指導／障がい者交流運動会／ユニバーサルポッチャ大会／のど自慢大会／各種備品の貸し出し

基本目標

3

すべての市民が安心な 生活を送れる仕組みづくり



基本施策1 健康づくりへの支援

市民の 取組	●健康に対する意識を持ち、規則正しい生活習慣を身につけましょう。 ●各種健康診査を定期的に受診し、自分の健康状態を確認しましょう。 ●地域で行われている健康づくりや生きがいがづくりの活動に、積極的に参加しましょう。 ●高齢者は、要介護状態となる前に、積極的に介護予防に取り組みましょう。
市の 取組	健康づくり活動の推進／食からはじめる健康づくり／健康教育・相談の強化／総合健診の充実と受診率の向上／疾病予防の推進／介護予防事業の推進／保健事業と介護予防の一体的実施の推進／在宅療養支援の強化
社協の 取組	いきいき百歳体操／健康マーシャンの推奨／eスポーツの推奨／韮崎市介護支援ボランティア事業の推進／いきいき山梨ねんりんピック事業の参加支援／通所介護事業（介護予防事業）

基本施策2 地域包括ケアシステムの深化・推進

市民の 取組	●悩みや問題をひとりで抱え込まず、周りの人に相談しましょう。 ●日頃から、地域の人にあいさつや声かけをして、お互いに困ったときに相談ができる関係づくりをしましょう。
市の 取組	地域包括ケアネットワークの推進／地域ケア会議等の開催／ケアマネジメント体制の充実
社協の 取組	生活支援コーディネーターの設置／生活支援体制整備事業（おたすけ隊）／高齢者支援事業（市受託事業）／地域まるごと介護予防推進事業（市受託事業）／健幸シニア応援事業（市受託事業）／配食サービス事業（市受託事業）／通所介護事業／居宅介護支援事業 等

基本施策3 多様な福祉ニーズへの対応の充実

市民の 取組	●悩みや困りごとがある場合は、積極的に周りの人や相談窓口にご相談しましょう。 ●地域行事に参加するときは、隣近所や地域の人にも積極的に参加を呼びかけましょう。
市の 取組	ひきこもり状態にある人への支援・アウトリーチ対策／「制度の狭間の課題」への対応／重層的支援体制の整備
社協の 取組	重層的支援体制の受け入れ準備 等

基本施策4 権利擁護の推進

市民の 取組	●成年後見制度等の権利擁護の仕組みについて、知りましょう。 ●高齢者・障がいのある人に対する理解を深め、地域の中で見守りましょう。
市の 取組	成年後見制度の周知・利用促進／権利擁護に係る中核機関の機能強化／ヤングケアラーへの支援／虐待防止ネットワークの充実
社協の 取組	成年後見制度中核機関体制整備事業／権利擁護事業（法人後見事業）／日常生活自立支援事業／介護保険事業所における虐待防止対策

基本施策5 生活困窮者等の自立支援の充実

市民の 取組	●生活困窮者への支援に関する理解を深め、支援が必要となった場合は市福祉課、市社会福祉協議会等の相談窓口にご相談しましょう。
市の 取組	生活困窮者の把握／自立に向けた相談支援の充実／住宅の確保に向けた支援／就労に向けた支援
社協の 取組	生活福祉資金貸付相談事業／生活困窮者自立支援事業（支え愛）／歳末助け合い事業

基本施策6 再犯防止の推進

市民の 取組	●再犯防止に向けた取組に関心を持ち、保護司会、更生保護女性会や関係団体等に対する理解を深めましょう。
市の 取組	立ち直りに向けた支援活動の強化／更生保護活動支援／再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動



基本施策1 防災・防犯体制の整備

市民の 取組

- 地域の避難経路や避難場所を把握し、防災に関する情報収集に努めましょう。また、災害時における家族や知人との連絡手段について、事前に話し合いましょう。
- 周りの人を誘って、地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう。
- 日頃から、地域の人と顔の見える関係づくりをしましょう。
- 犯罪や消費生活に関するトラブルに注意を払い、防犯に関する知識を身につけましょう。

市の 取組

災害時に備えた日常的な声かけの促進／避難行動要支援者名簿の作成・管理／自主防災組織の充実／緊急通報システムの確立／緊急時における支援活動の推進／交通安全の強化／防犯体制の充実

社協の 取組

災害時のボランティアによる支援体制の充実／防災意識の向上に向けた研修・訓練の実施／徘徊SOSネットワークへの協力／災害ボランティアセンターの運営に向けた訓練の実施／指定福祉避難所としての体制整備／交通安全・防犯に関する啓発の実施 等

基本施策2 誰にとっても暮らしやすいまちづくり

市民の 取組

- バリアフリーやユニバーサルデザインなどに関心を持ち、図書館や市ホームページなどで調べ、理解を深めましょう。
- さまざまな心身の特性や考え方を持つ人の理解を深め、支え合う意識を持ちましょう。

市の 取組

公共施設・交通機関におけるバリアフリー化の推進／移動手段の確保／情報バリアフリーの整備促進／心のバリアフリーの実現／ユニバーサルデザインによるまちづくり

社協の 取組

移動支援事業「おでかけ」／福祉車両の貸し出し

計画の進行管理

計画の着実な実施を図るため、関係各課の連携の下で、PDCAサイクルに沿って本計画の進捗管理・点検・評価を定期的に行い、必要に応じた見直しを行います。

韮崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和7年度～令和11年度）【概要版】

令和7年3月

発行：韮崎市 長寿介護課、社会福祉法人 韮崎市社会福祉協議会

韮崎市 長寿介護課

〒407-0024 山梨県韮崎市本町三丁目6番3号

TEL：0551-23-4313 FAX：0551-23-4316

社会福祉法人 韮崎市社会福祉協議会

〒407-0037 山梨県韮崎市大草町若尾1680

TEL：0551-22-6944 FAX：0551-22-6980